

運営指導における 主な指導事項等

介護老人保健施設 編

埼玉県福祉監査課

従業員の員数・研修

1. 薬剤師の員数は、常勤換算方法で入所者の数を300で除した数以上を配置すること。
 2. 看護職員の員数は、看護・介護職員の総数の7分の2程度とすること。
 3. 基準省令上の全従業者に対する研修・訓練は定期的に（年2回以上）実施すること。
 4. 基準省令上の新規採用時の研修を必ず実施すること。
- ※ 研修・訓練の実施内容を記録すること。

サービス提供の記録

入浴中止となった理由及び清拭等の代替措置について、適切に記録すること。

取扱方針(身体的拘束等の適正化)

身体的拘束等を開始（継続）する場合は、拘束開始までに家族等の同意を得ること。

口腔衛生の管理

1. 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士からの技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に見直すこと。
2. 施設の従業者又は歯科医師等が入所者毎に施設入所時及び月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施すること。

非常災害対策

1. 浸水想定区域に立地している場合は、水防法に基づく避難確保計画を策定し、計画に基づく避難訓練を実施すること。
2. 非常災害対策計画に「施設の立地条件」及び「避難を開始する時期、判断基準」を追記すること。

掲 示

施設内の見やすい場所に、運営規程の概要等の重要事項を掲示すること。

夜勤職員配置加算

算定に際し、実配置人員数を根拠としていた。
定められた算定方法等によること。

褥瘡マネジメント加算

褥瘡ケア計画について、説明者の氏名及び本人または家族に説明し適切に同意を得たことを明確に記録しておくこと。

高齢者施設等感染対策向上加算

第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること、協力医療機関等との間で感染症（新興感染症を除く。）の発生時等の対応を取り決めて、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していることについて確認できなかった。第二種協定指定医療機関及び協力医療機関等との間で取り決めた内容を書面等で明確にすること。

サービス提供体制強化加算

算定に際し、継続して加算要件を充足していることが明らかとなるよう、福祉事務所が示す様式に基づき、毎年度必要な計算書を作成すること。